北海道農業･農村の現状と課題

平成２０年8月
北海道農政部

目　次

Ⅰ　北海道農業・農村の概要・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

Ⅱ　北海道農業・農村を取り巻く情勢と対応・・・Ｐ８

Ⅲ　北海道農業・農村の推進方向・・・・・・・・・・Ｐ１７

Ⅰ　北海道農業･農村の概要

1　北 海 道 農 業 の 特 徴

○　本道では全国の１／４の耕地面積を生かし、土地利用型農業を中心とした生産性の高い農業を展開し、**農業産出額は全国の１２％**を占めるとともに、**国産供給熱量の約２割を供給**

○　本道農家の**1戸当たりの経営耕地面積は都府県の１４倍、主業農家率や農業所得は都府県の4倍**と、主業農家を主体に大規模で生産性の高い農業を展開

○北海道農業の全国シェア

区　　分	単位	北海道	全　国	シェア	年次
耕地面積	千ha	1,163	4,650	25.0%	19年
販売農家	千戸	48	1,813	2.6%	19年
専業農家		25	431	5.8%	
兼業農家（1種）		18	253	7.1%	
兼業農家（2種）		6	1,128	0.5%	
農業就業人口	千人	123	3,119	3.9%	19年
農業産出額	億円	10,527	86,321	12.2%	18年
耕　種		5,607	59,192	9.5%	
畜　産		4,918	26,512	18.6%	
国産供給熱量	kcal/人･日	218	996	21.9%	18年

資料：農水省「耕地面積調査」、「農林業センサス」、「生産農業所得統計」、「畜産統計」、「農業経営統計調査」

注1：主業農家とは、農業所得が主で、1年間に60日以上農業に従事している65歳未満の者がいる農家

2：農業依存度とは、総所得（農業所得＋農業生産関連事業所得＋農外所得）に占める農業所得の割合

○本道と都府県の農家の比較

区　　分	単位	北海道 (a)	都府県 (b)	a/b	年次
販売農家一戸当たり経営耕地面積	ha	19.3	1.4	14.2	19年
主業農家率	%	75.0	19.9	3.8	19年
65歳未満比率（基幹的農業従事者）	%	71.3	40.2	1.8	19年
一戸当たり	頭				19年
乳用牛飼養頭数		100.6	44.2	2.3	
肉用牛飼養頭数		159.1	29.4	5.4	
販売農家一戸当たり	千円				18年
農業粗収益		18,326	3,607	5.1	
農業所得		5,094	1,115	4.6	
農外所得		735	2,120	0.3	
農業依存度	%	87.3	34.4	2.5	

○全製造業に占める食料品製造業の出荷額シェア

区　　分	全　国	北海道
シェア（18年）	７．２％	３１．２％

2　北海道は我が国最大の食料生産地域

北海道の農林水産業は、国産供給熱量の約2割を供給するなど、我が国における食料の安定供給に大きく貢献

■北海道のカロリーベース食料自給率への寄与率　(国民1人1日当たり)

供給熱量	生産熱量		
	A. 全国	B. 北海道	C.寄与率 (B/A)
2,548 kcal	996 kcal	218 kcal	21.9%

資料：農林水産省

■生産量で北海道が全国一の主な農水産物 (平成19年)

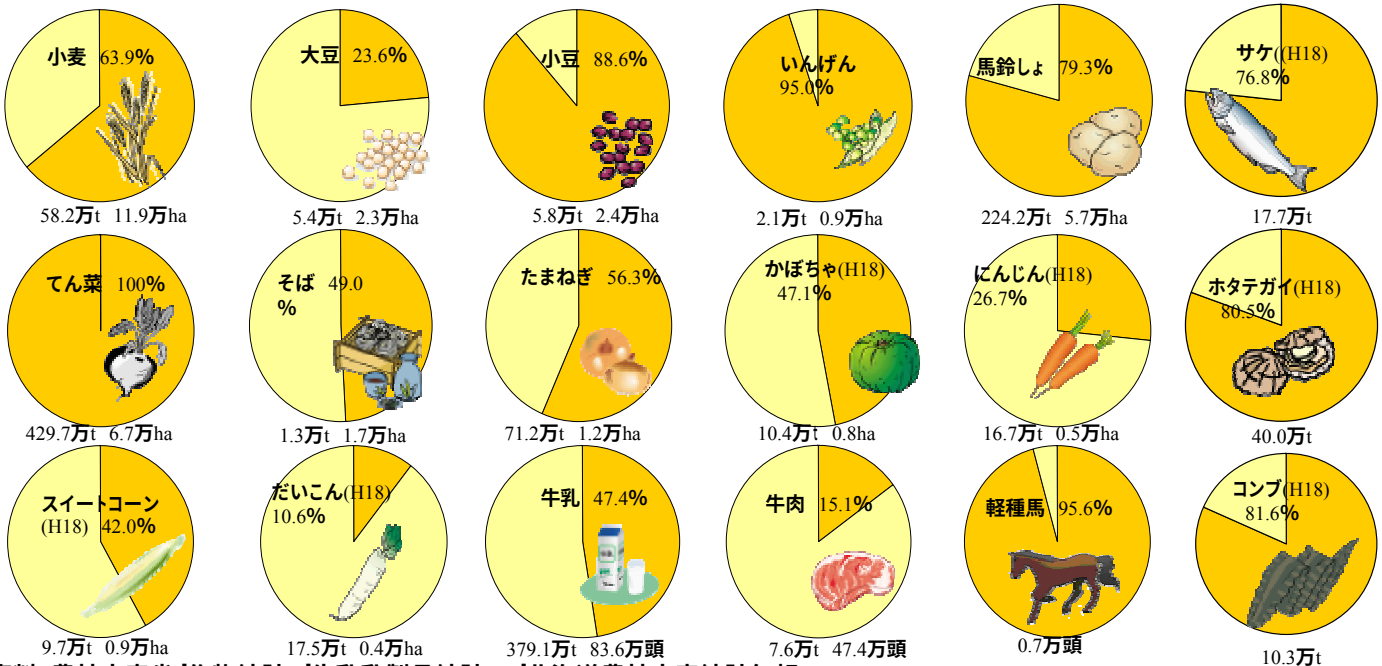

資料：農林水産省「作物統計」「牛乳乳製品統計」、「北海道農林水産統計年報」

3　都道府県別の食料自給率

カロリーベースの自給率は、北海道が全国一の201%。また、北海道とともに100%を超えているのは秋田県、山形県、青森県、岩手県の4県

しかし、生産額ベースの自給率では、乳用牛や野菜の生産が多い北海道は188%であるが、肉用牛や果実の生産が多い青森県や宮崎県、鹿児島県はともに200%を超え、北海道よりも高い状況。今後、北海道は、生産額ベースの自給率の向上が重要

○　北海道と主な都道府県の自給率

(単位：%、百万円)

	自給率		B/A
	カロリーA	生産額B	
全　国	40	69	1.73
北海道	201	188	0.94
青　森	116	218	1.88
岩　手	103	173	1.68
秋　田	164	140	0.85
山　形	128	150	1.17
宮　崎	62	256	4.13
鹿児島	83	225	2.71

数値は、平成17年度のもの

○　北海道の食料生産の作物別構成比

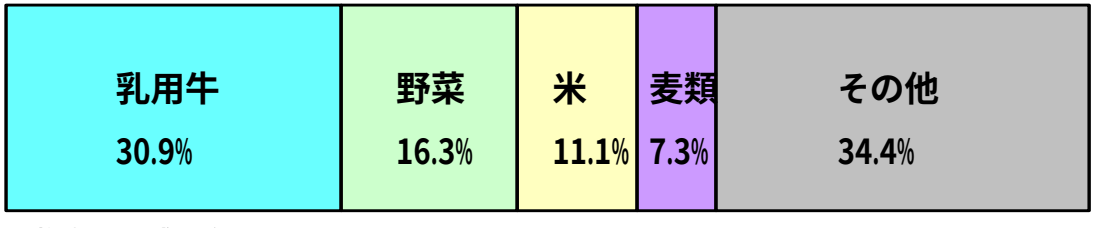

数値は、平成18年のもの

4　農業産出額の推移及び構成

○　本道の農業産出額は、昭和59年以降、毎年1兆円を超えており、全国シェアは年々上昇。
また、全道の産出額の構成比では乳用牛、畑作物、野菜が高い。

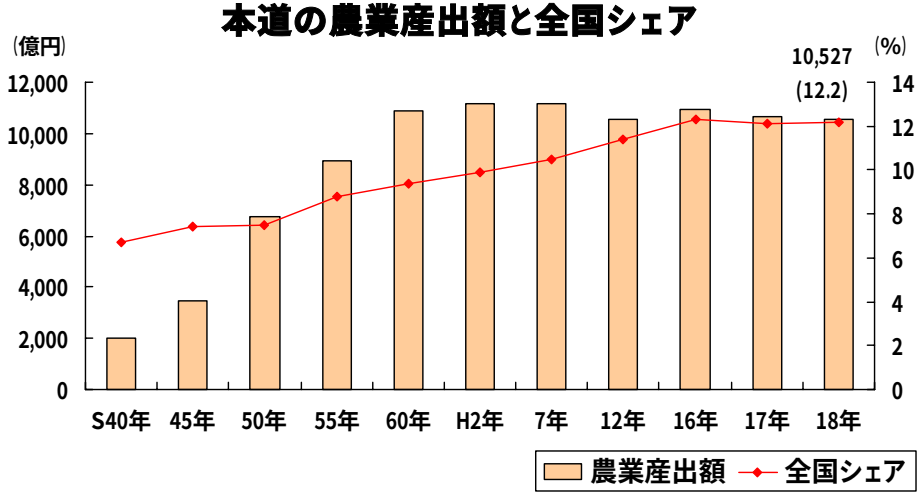

資料：農水省「生産農業所得統計」

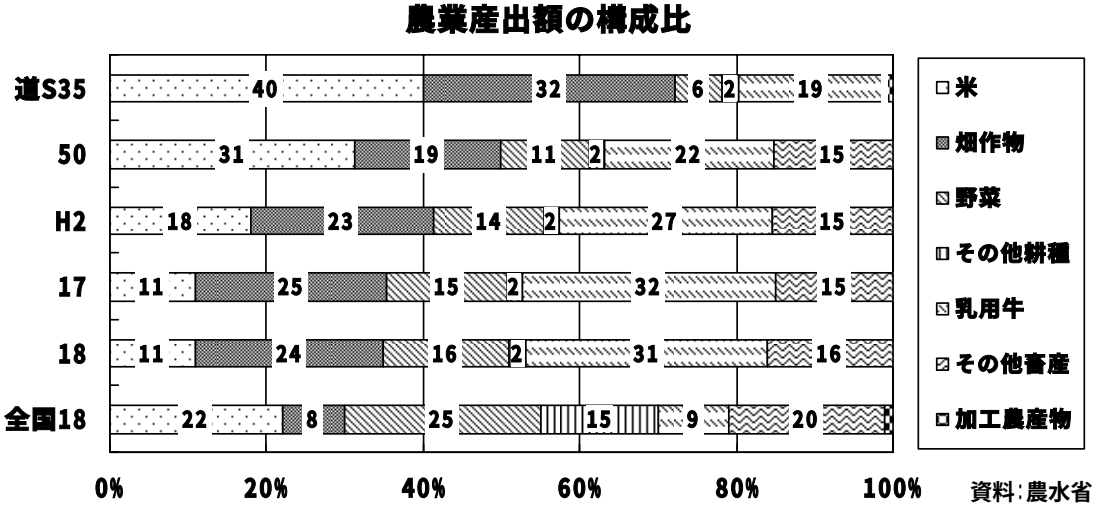

資料：農水省「生産農業所得統計」

5　北海道農業の地域別特色

北海道は土地面積が大きく、気象や立地条件などが地域によって異なることから、それぞれの地域において特色ある農業が展開

道央地帯

この地帯では、稲作が中心に、野菜や軽種馬、肉用牛など地域の特色を生かした農業が行われています。

農業産出額　3.995億円

道東北(畑作)地帯

この地帯では、麦類、豆類、てん菜、馬鈴しょ、畜産を中心とした大規模な機械化畑作経営が行われています。

農業産出額　4.113億円

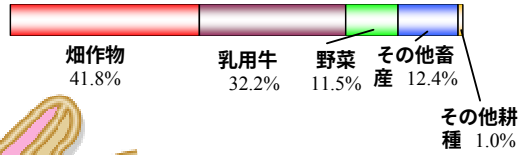

道南地帯

この地帯は、稲作のほか、施設園芸や畑作、果樹などの集約的な農業が行われています。

農業産出額　896億円

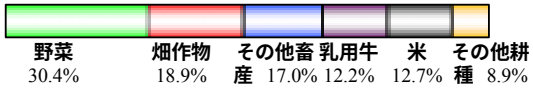

道東北(酪農)地帯

この地帯は、EU諸国に匹敵する草地型の大規模な酪農経営が展開されています。

農業産出額　1,524億円

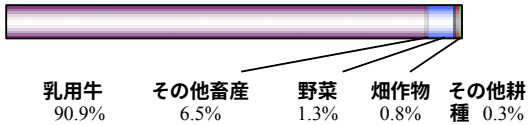

6　農業構造の変化

○　本道の農家戸数は減少が続く中、増加傾向にあった６５歳以上比率は、近年、約３０％で推移。

○　経営組織別農家戸数の単一経営では、稲作農家が一番多いが、減少も大きい。

○　耕地面積は、平成２年をピークに減少する一方、耕作放棄地は増加傾向。

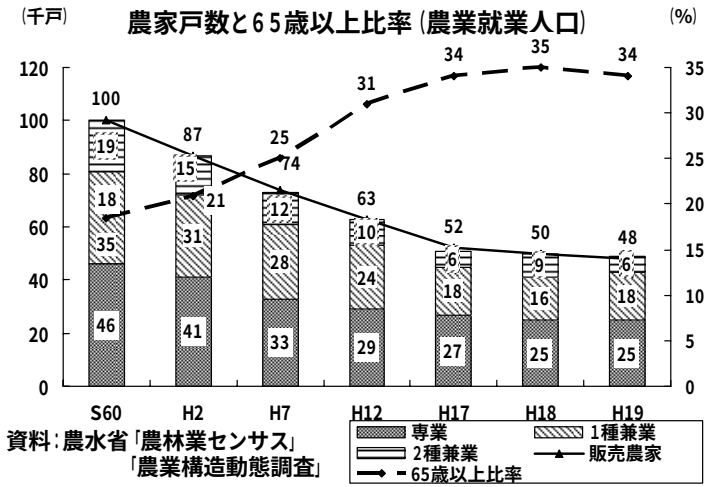

資料：農水省「農林業センサス」
「農業構造動態調査」

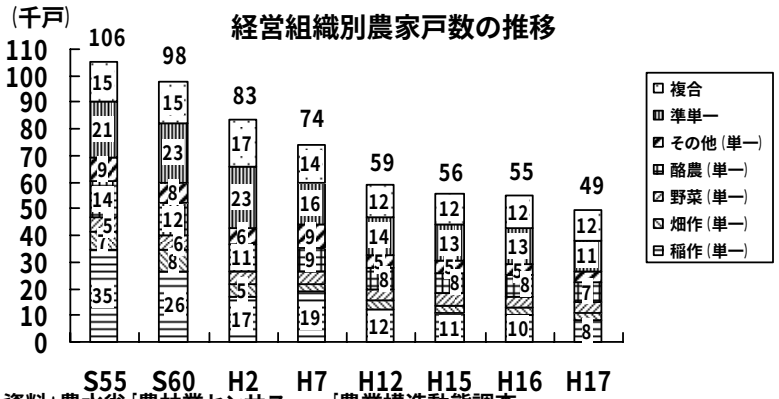

資料：農水省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」
注１：単一、準単一、複合は農産物販売金額１位の販売金額の農産物販売金額に占める割合がそれぞれ、８０%以上、６０～８０%、６０%未満
注２：畑作は麦類作、雑穀・いも類・豆類、工芸農作物の合計

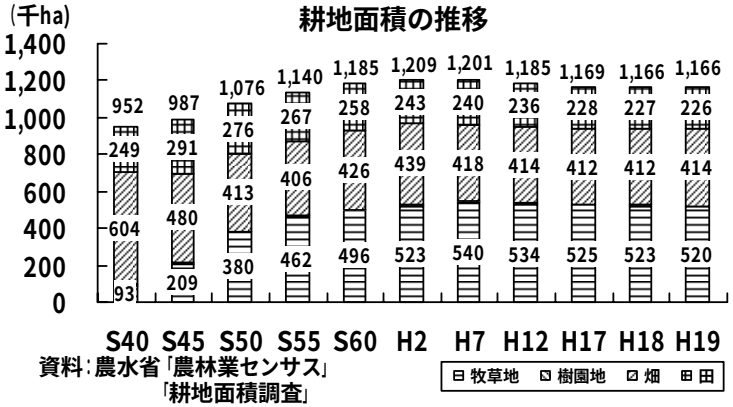

資料：農水省「農林業センサス」
「耕地面積調査」

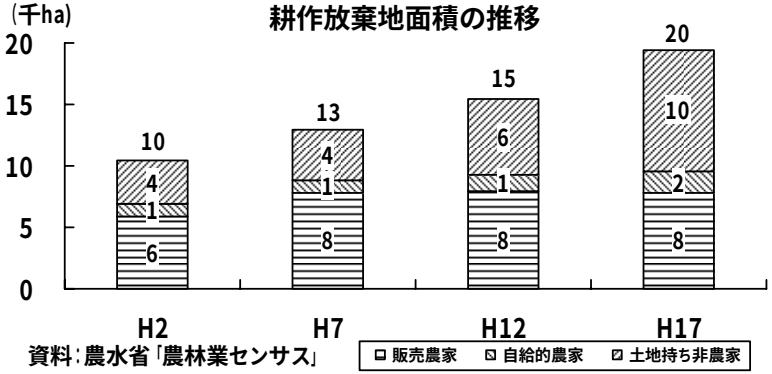

資料：農水省「農林業センサス」

7　農業の担い手の育成･確保

○　近年、認定農業者や農業生産法人は着実に増加。
○　新規就農者は、平成１３年に７００人を超えて以来、概ね７００人前後で推移。また、参入形態では、新規就農全体で畑作、酪農が高いのに対し、新規参入では野菜、酪農の割合が高い。

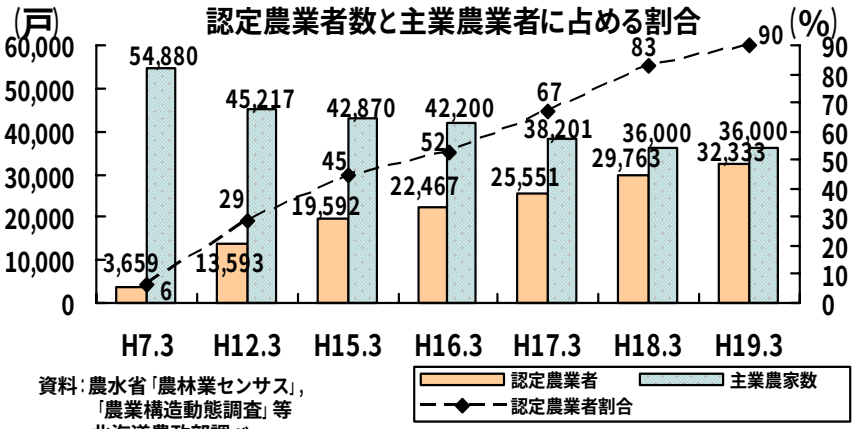

資料：農水省「農林業センサス」，「農業構造動態調査」等
北海道農政部調べ

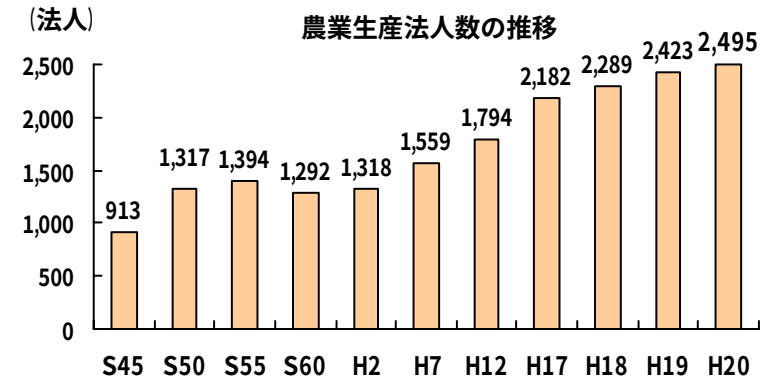

資料：北海道農政部調べ

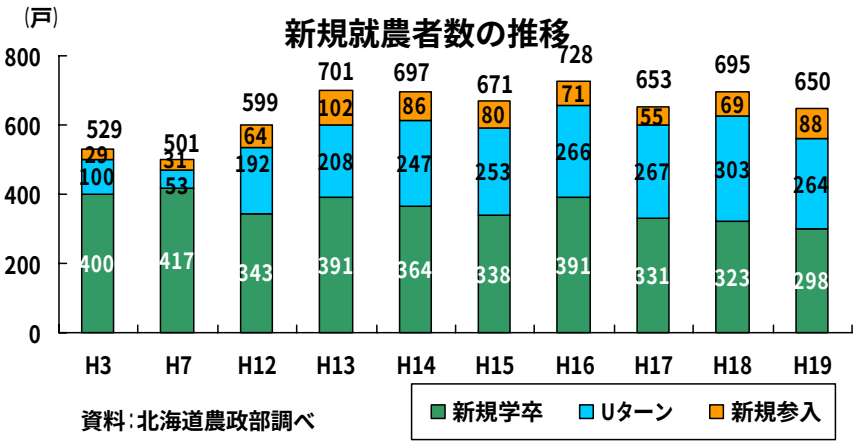

資料：北海道農政部調べ

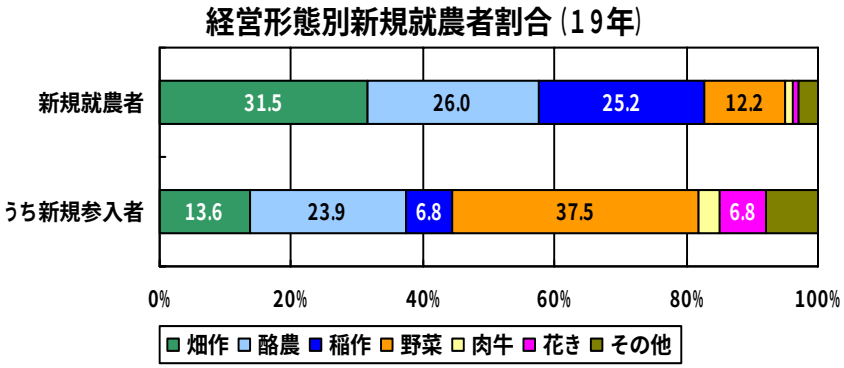

資料：北海道農政部調べ

Ⅱ　北海道農業・農村を取り巻く動きと対応

1　農産物の貿易ルールを巡る動き

[WTO農業交渉]

○　市場アクセスなど3分野を主要な論点として、各国共通ルール(モダリティ)の確立、2008年内の最終合意に向けた交渉が続けられている。

WTO農業交渉の3分野

市場アクセス	関税削減などによる貿易機会の拡大を議論	(例) 関税引下げ、重要品目の数、関税割当の拡大
国内支持	貿易を歪める国内補助金等の削減を議論	(例) 黄色の政策の削減、青の政策の規律
輸出競争	貿易を歪める輸出補助金の撤廃等を議論	(例) 輸出補助金の撤廃、輸出信用、輸出国家貿易、食料援助の規律

WTO農業交渉の流れ

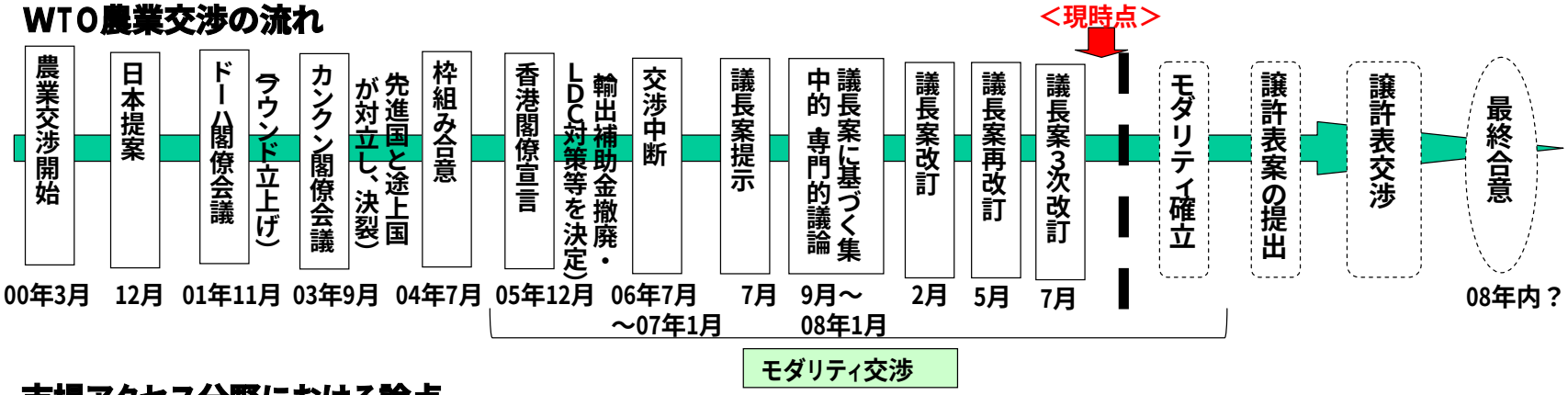

市場アクセス分野における論点

上限関税	上限関税を完全に拒絶する国と75～100%の設定を提案する国に分かれる
重要品目数	重要品目数はタリフライン(関税分類品目)の1%から15%まで国によって異なる
関税削減方式	関税削減方式や階層の境界は、収れんしつつあったが、関税削減率は国によって異なる

[EPA／FTA交渉]

○ WTOの多角的貿易体制を補完するものとして、特定の国･地域間のみで関税撤廃等を行うFTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）の交渉が進展。特に、農産物では、関税撤廃の除外品目や経過期間の設定など柔軟性をもった取扱が行われる場合が多い。

○ 一方、国は国境措置としての関税を全て撤廃した場合、国内農業等への影響がGDPで約9兆円の減少、食料自給率も12%まで低下すると試算。

EPA／FTA交渉の状況

相手国等	シンガポール	メキシコ	マレーシア	チリ	タイ	ブルネイ	インドネシア	フィリピン	ASEAN全体
交渉合意	14年11月	17年4月	18年7月	19年9月	19年11月	20年7月	20年7月	18年9月	20年4月
	協定発効	協定発効	協定発効	協定発効	協定発効	協定発効	協定発効	協定署名	協定署名

相手国等	韓国	GCC諸国	ベトナム	インド	豪州	スイス
政府間交渉	15年12月～	18年9月～	19年1月～	19年1月～	19年4月～	19年5月～

※GCC諸国（湾岸協力理事会）：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦
資料：農水省「EPA／FTAをめぐる状況」

国境措置を全面撤廃した場合の影響

国境措置撤廃

- 国境措置に代えた農業者への直接所得補償には巨額の財源が必要
- 所得補償をし、販売価格を同程度にしても、均質でまとまったロットという有利性をもつ輸入品が増加
- その結果、国産品が廃棄され、所得補償は国民に理解されず実施困難

所得補償をしても、外国産農産物の輸入は増加。国内農業は縮小

生産性の向上にも限界

- 努力だけでは埋めがたい生産性格差（経営規模の差）が存在

資料：農水省「国内農業の体質強化に向けて」

国内農業等への影響（試算）

国内農業生産の減少　▲約3兆6千億円
米、麦、砂糖、牛乳･乳製品、牛肉等は市場を失い、生産が大幅に減少

国内総生産（GDP）の減少　▲約9兆円
農産物加工業、生産資材、資料、機械等の製造業、運送業など幅広い産業に影響。北海道、東北、九州等に大きな影響

就業機会の喪失　▲約375万人分
農業、関連産業の生産額の減少に伴い、就業機会が喪失

食料自給率の低下　40% → 12%
国産農産物の大幅な減少により、食料自給率は極めて低い水準まで低下

[日豪ＥＰＡ交渉]

○　日本は、豪州から農林水産物をはじめ、石炭などの資源を輸入しているが、多くの品目は無税又は低関税となっており、交渉では高関税の農産物の関税撤廃が焦点。

○　豪州から輸入されている主要農産物は本道産品と競合しているため、道内関係者は大きな危機感を共有。

○　道では、本交渉により関税が撤廃された場合、本道の重要品目のうち、特に打撃を受ける牛肉、乳製品、小麦、砂糖の４品目について、関連産業と併せた影響額が１兆４千億円となり、道内ＧＤＰの下落や完全失業率の上昇など、道内経済に深刻な影響を及ぼすと試算。

豪州からの輸入品目の割合（2006年）

（輸入総額　３兆２，４７９億円）

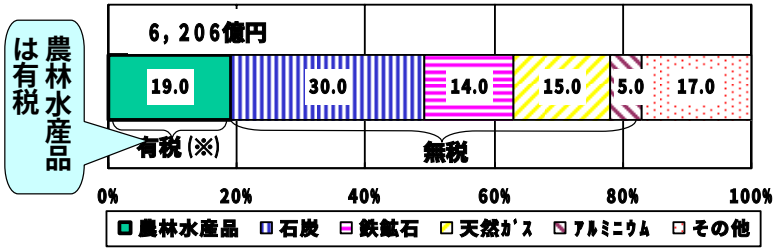

※　農畜産物の税率（コメ、小麦は２次税率）：コメ 778%、小麦 252%、大麦 256%、砂糖305%、牛肉 38.5%、ﾅﾁｭﾗﾙﾁｰｽﾞ29.8%、

資料：農林水産省

豪州から主要農畜産物の輸入シェア（2006年）

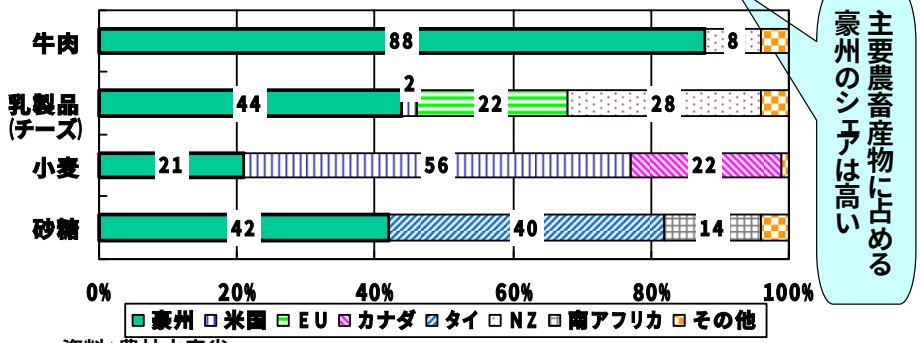

資料：農林水産省

日豪ＥＰＡ交渉の影響（イメージ）

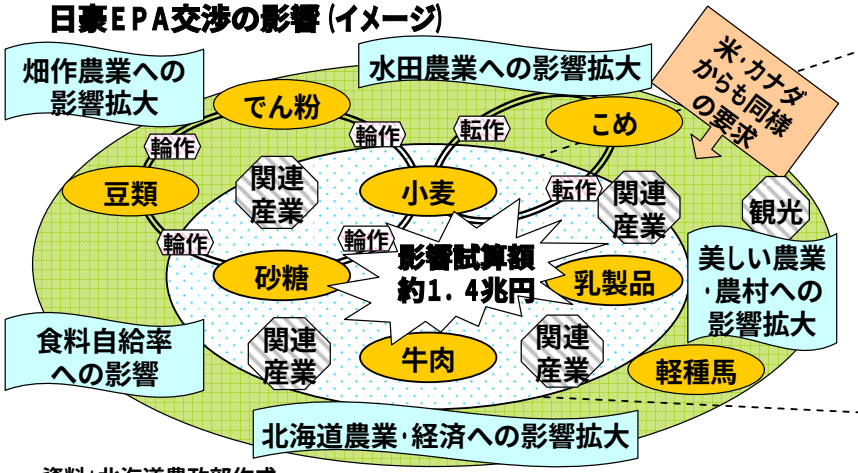

資料：北海道農政部作成

本道への影響額等（牛肉、乳製品、小麦、砂糖）

○　農業生産の減少額　４，４５６億円

○　関連製造業等への影響額　４，４１４億円
（製粉・精糖・乳製品工場、と畜場等）

○　地域経済等への影響額　４，８４６億円
（建設、商業、運輸、サービス業等）

影響額合計　１兆３，７１６億円

農家戸数の減少　２１千戸
（農業者の減少　４２千人）
雇用（関連産業従業員）への影響　４７千人

道内総生産額（GDP）を４．２％下落させる

道内の完全失業率を３．２％上昇させる

注：関税撤廃により、必要な補てん額等の確保が困難な場合における影響を、北海道農政部が試算

2　国の農政の主な動き

○　国は、17年3月に決定した「食料・農業・農村基本計画」に基づく新たな政策の展開に向け、10月に「経営所得安定対策等大綱」を決定。18年6月には「担い手経営安定新法」を制定するとともに、7月に「経営所得安定対策等実施要綱」を決定。

○　これらに基づき、平成19年より品目横断的経営安定対策、農地・水・環境保全向上対策の導入や、米の支援策の見直しが実施されている。

「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定（17年3月）
・食料の安定供給の確保に関する施策（食の安全と消費者の信頼確保、食育の推進など）
・農業の持続的な発展に関する施策（担い手の育成・確保、経営安定対策の確立、自然循環機能の維持増進など）
・農村の振興に関する施策（地域資源の保全管理政策の構築など）　ほか

17年10月「経営所得安定対策等大綱」の決定、
18年6月　「担い手経営安定新法」の公布、18年7月「経営所得安定対策等実施要綱」の決定

米の生産調整支援策の見直し（米政策改革推進対策）

（19年産～）

○　米の生産調整を円滑に実施するための対策

対象者：生産調整実施者

[対策の内容]
・担い手経営安定対策は品目横断的経営安定対策へ移行
・産地づくり対策について所要の見直し
・集荷円滑化対策は実効性を確保し、実施

表裏一体

水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）

（19年産～）

○　担い手に施策を集中化・重点化し、構造改革を加速化するための対策

対象者：担い手（認定農業者及び一定の条件を備える集落営農で一定の経営規模）

[対策の内容]
・諸外国との生産条件格差から生じる不利を補正（対象品目：麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）
・収入減少による影響を緩和（対象品目：米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）

車の両輪

農地・水・環境保全向上対策

（19年度～）

○　農村地域を面として活性化するための対策

対象者：担い手以外も含めた多様な主体が参画する地域共同体

[対策の内容]
・地域の共同活動として、農地・農業用水等の資源を保全する取組と面的拡がりを持った環境の保全向上に資する営農活動を支援

3 「北海道農業・農村ビジョン21」の策定・推進

○ 道では、「北海道農業・農村振興条例」（9年4月制定）の基本理念に即して、農業・農村の将来像を明らかにする「北海道農業・農村ビジョン21」を16年3月に策定。

「北海道農業・農村振興条例」

- 北海道農業の健全な発展と豊かで住み良い農村の確立を目指して、9年4月、全国初の「北海道農業・農村条例」を制定。
  北海道の農業・農村を貴重な財産として育み、次世代に引き継いでいくことを基本理念としている。
- 条例では「道としての取組姿勢」や「道農政の基本的な枠組」などを定めており、地域重視の考え方に立って、国の施策と合わせて道独自の施策を総合的にかつ計画的に推進。
- この条例に基づき「北海道農業・農村ふれあい促進基金」を設け、この財源を活用して、道民の皆さんが農業や農村を身近に感じ、広く理解してもらうための取組を促進している。

「北海道農業・農村ビジョン21」

- 消費者と生産者との信頼関係を基本とした「食」や「環境」、これを支える「人」や「地域」を重視するという考え方に立ち、おおむね10年後を見通した北海道農業・農村の将来像とその実現に向けた取組の基本方向を、この4つの視点から取りまとめている。
- 道内農業関係者の共通の指針であるとともに、農業・農村の役割について、消費者など道民の十分な理解を得て、地産地消やグリーン・ツーリズムなど、農業・農村の発展に向けた身近な取組への参加を求めるメッセージとしての性格を有する。

「北海道農業・農村振興条例」の施策の基本方針

- 農業の健全な発展
- 豊かで住みよい農村の確立

→
- 農業・農村を支える基盤の形成
- 収益性の高い地域農業の確立
- 多様でゆとりある農業経営の促進
- 農業の担い手の育成及び確保
- 環境と調和した農業の促進
- 豊かさと活力のある農村の構築

「ビジョン」の将来像とその実現に向けた取組の基本方向

食

消費者と生産者が「食」を通じて強い絆で結ばれた農業・農村

- ■消費者の信頼に支えられた安全・安心な「食」のシステムづくり
- ■豊かな食生活を育む食料の生産・提供
- ■地産地消や食育などを通じた消費者と生産者の結びつきの強化

環境

「環境」と調和しながら持続的に発展していく農業・農村

- ■「環境」と調和した生産活動の推進
- ■「環境」を保全し、心やすらぐ田園空間の創造

人

多様な「担い手」が活き活きと活躍する農業・農村

- ■次世代を担う多様で元気な「人」づくり
- ■地域農業を支える経営体や組織の育成

地域

個性を活かして「地域」が輝く農業・農村

- ■個性を活かしたオンリーワンの「地域」づくり
- ■農とふれあい、楽しむ場の提供
- ■快適で住みよい生活の場づくり

4　食品等の安全･安心の確保

○　国は、15年5月に「食品安全基本法」を制定し、「食品安全委員会」によるリスク評価に基づき、食品の安全性を確保する枠組みを構築。

○　道は、17年3月に「北海道食の安全･安心条例」及び「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」を制定。

「食品安全基本法」に基づく新たな取組

- 内閣府の食品安全委員会において、食品の人に与える影響等を科学的に評価（リスク評価）
- リスク評価結果を基に、厚生省と農水省が安全性の確保に関する施策を講じる（リスク管理）
- 厚生省と農水省が連携して、消費者等の関係者と、意見交換を実施（リスクコミュニケーション）

「北海道食の安全･安心条例」の概要

目　的

食の安全･安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康を保護し、消費者に信頼される安全で安心な食品の生産及び供給に資する。

基本理念

① 道民の安全で安心な食品の選択の機会の確保
② 道民の健康の保護が最も重要であるという認識の下での取組
③ 道民の要望及び意見の反映、生産者等その他道民との協働による取組
④ 食品の生産から消費に至る各段階における取組

施策等の体系

食の安全・安心のための施策

基本的施策等	情報の提供、食品等の検査及び監視、人材の育成、研究開発の推進、緊急事態への対処等に関する体制の整備等
安全で安心な食品の生産及び供給	食品の衛生管理の推進、農産物等の安全及び安心の確保、水産物の安全及び安心の確保、生産資材の適正な使用等、生産に係る環境の保全
道民から信頼される表示及び認証の推進	適正な食品表示の促進等、道産食品の認証制度の推進
情報及び意見の交換、相互理解の促進等	情報及び意見の交換等、食育の推進、道民からの申出、財政上の措置
北海道食の安全･安心委員会	一般的な附属機関の設置規定

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」の概要

目　的

○　交雑及び混入の防止、生産上及び流通上の混乱の防止
○　遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整
○　道民の健康の保護並びに本道の産業の振興

制度の仕組み

区　分	概　要
開放系一般栽培 （開放系試験栽培以外の栽培） 許可制	①　栽培者は、地域説明会を開催した後、知事に許可を申請 ②　知事は、食の安全･安心委員会の意見を聴取し、許可･不許可を決定 （上記の委員会の中に研究者からなる専門部会を設置し、ここで科学的見地に立って調査審議） ③　知事は、栽培許可者に対し、必要に応じて勧告、栽培中止命令、必要な措置命令、許可の取消しを行う。
開放系試験栽培 （試験研究機関による研究ほ場における試験研究目的の栽培） 届出制	①　試験研究機関は、地域説明会を開催した後、知事に届出 ②　知事は、食の安全･安心委員会の意見を聴取 （上記の委員会の中に研究者からなる専門部会を設置し、ここで科学的見地に立って調査審議） ③　知事は、届出のあった試験研究機関に対し、必要に応じて勧告、栽培中止命令、必要な措置を命令

5 「第三期北海道農業・農村振興計画」と「北海道食の安全・安心基本計画」

○ 道では、「第三期北海道農業・農村振興推進計画」（18年3月策定）に基づき、地域の個性が輝く活気ある農業・農村づくりを進めるとともに、食の安全・安心分野については、「北海道食の安全・安心基本計画」（17年12月策定）に基づく施策を総合的に推進。

第三期北海道農業・農村振興推進計画（概要）

【策定趣旨】
本道農業・農村をめぐる情勢の変化や課題、期待される役割などを踏まえ、地域の個性が輝く活気ある農業・農村づくりを進めるため、「北海道農業・農村振興条例」に基づき策定

【計画期間】
平成18年度～22年度

【施策の展開方向】
平成16年3月に策定した「北海道農業・農村ビジョン21」で描いた農業・農村の将来像の実現と道独自の生産努力目標の達成に向けた施策を総合的・計画的に推進

＜本道の生産努力目標と食料自給率＞
○ 本道農業が、我が国の食料自給率の向上に最大限寄与するため、平成27年度を目標年とする生産努力目標を設定
○ この目標の達成により、本道の食料自給率は242%に向上

[参考]	生産努力目標（生産量）		食料自給率（熱量ベース）	
	現況(H15)	目標(H27)	現況(H15)	目標(H27)
米	454,000t	618,800t	124.7%	156.1%
小麦	557,500t	605,000t	189.4%	245.2%
牛乳・乳製品	3,864千t	4,816千t	301.7%	584.3%
牛肉	71,140t	176,300t	39.7%	102.8%
合計	－	－	192%	242%

※ 米のH15は不作年であり、作付面積に平年収量を乗じると621,984tとなる。

＜生産努力目標の達成に向けた重点的な取組＞
①需要に即した生産の促進、 ②食品産業などとの連携強化
③多様な担い手の育成・確保、④効率的な農地利用の促進
⑤食育や地産地消の推進、 ⑥北海道米の道内食率の向上

北海道食の安全・安心基本計画（概要）

【策定趣旨】
食の安全・安心に関する施策の総合的な推進に向けて、「北海道食の安全・安心条例」の条項に沿って中期的な施策の目標や内容を明らかにするため策定

【計画期間】
平成17年度～21年度

＜主な施策と取組＞

I 食の安全・安心のための基本的施策の推進
- ○ 食の安全・安心に関する情報提供
- ○ BSE検査の厳正な実施
- ○ 地域食材を活かした食の指導者の育成

II 安全で安心な食品の生産及び供給
- ○ 生産や加工段階における衛生管理の推進
- ○ クリーン農業や有機農業の推進
- ○ 遺伝子組換え作物の交雑防止措置基準の正確性の向上
- ○ 飼料の安全性の確保

III 道民から信頼される表示及び認証の推進
- ○ 道産食品表示ウォッチャーの配置
- ○ トレーサビリティーシステムの導入促進
- ○ 道産食品独自認証品目の拡大

IV 情報及び意見の交換、相互理解の促進等
- ○ リスクコミュニケーションの効果的な実施
- ○ 食育や地産地消の総合的な推進
- ○ 食品安全相談ダイヤルの設置

6　農業農村整備の計画的な推進

○　農業･農村は、食料の安定供給といった基本的な役割に加え、洪水防止などの国土の保全機能や農村景観の維持形成など多面的機能を発揮。

○　道では、豊かな「農村空間」の創造を目指し、農業農村整備の新たな展開方向を示す「北海道農業農村整備推進方針」を、１７年３月に策定。この方針に基づき、重点的で効率的な農業農村整備を推進。

北海道農業･農村の多面的機能の評価額

(単位：億円)

国土保全機能	7，405	洪水防止6,143、土壌浸食防止32、水資源かん養543、大気浄化687
アメニティ機能	4，149	景観保全2,464、保健休養1,044、生態系保全641
教育･文化機能	1，027	自然教育1,017、農業実務研修10

資料：北海道農政部調べ（平成９年度）

合計評価額
1兆2，581億円

北海道農業農村整備推進方針の概要

■安全･安心な食の生産をささえる整備
クリーン農業への取組や作物の品質向上を図るための排水改良･土層改良などの土地基盤整備

■多様な担い手と地域をささえる整備
担い手の育成･確保の契機となる生産基盤整備、生活環境の整備、地域資源の保全･管理、ｸﾞﾘｰﾝ･ﾂｰﾘｽﾞﾑの促進

■多様な生物の共生や美しい景観をささえる整備
自然環境の保全･再生を図る整備、景観の修景整備

地域の主体性を基本に、3つの整備を推進

機能や魅力が十分に発揮された豊かな「農村空間」の創造

安全で良質な農産物を持続的に生産できる優良な
農地

安定的な生産に必要な水量や良好な水質が保たれ、多面的な機能を発揮する
農業用水

豊かな「農村空間」を構成する5つの地域資源

効率的な農業生産や快適な農村生活を営む上で機能的で活用しやすい
農業用施設

多様な生物が生息する健全な生態系が保たれた
自然環境

農地や自然、農業施設などが調和し、住む人や訪れる人にうるおいとやすらぎを与える美しい
農村景観

7　日本の産業構造と北海道の農林水産･食品工業

国内で供給される１５兆３千億円（輸入を含む）の食用農水産物が、食品の製造やサービスの提供などにより付加価値を高め、最終消費は８０兆３千億円まで拡大

北海道の農林水産業の産出額は、全国の１３．２％を占め、付加価値を高める取組を進めることで、さらに発展する可能性

■日本の産業構造

区　分		金　額
自動車	H12	３７兆円
アパレル		３兆円
家電		８兆円
IT		４２兆円
住宅		２２兆円
食		**８０兆円**
観光	H15	２７兆円

資料：総務省、農林水産省及び国土交通省

■北海道の農林水産業等

産業名	区　　分		北海道	全　国	割合（%）
農　業	耕地面積	H19	1,163千ha	4,650千ha	25
	農業産出額	H18	10,527億円	86,321億円	12.2
林　業	森林面積	H19	5,542千ha	25,121千ha	22.1
	林業産出額	H18	489億円	4,322億円	11.3
水産業	海面漁業･養殖業生産額	H18	2,939億円	15,279億円	19.2
食品工業	食料品･飲料等出荷額	H18	20,265億円	322,699億円	6.3

資料：農林水産省及び経済産業省

Ⅲ 北海道農業・農村の推進方向

1 農産物等の付加価値向上プロジェクトの推進

農業を基幹とした地域産業の持続的発展に向けて、農産物等の地域内発型の付加価値向上の取組を支援します。

北海道名誉フードアドバイザー
（東京農業大学教授　小泉武夫　氏）
○新たな食品づくりなど、付加価値向上に向けて提案し、助言・指導

連携

付加価値向上プロジェクト推進チーム（本庁段階）
○食づくりに関わる農政部、経済部、水産林務部や農業試験場、食品加工研究センターが連携して推進

■普及啓発セミナーの開催

名誉フードアドバイザーなど専門家による生産者・加工業者等を対象としたセミナーの開催

■地域プロジェクトへの支援

地域の農業者と加工・流通業者等が連携した付加価値向上プロジェクトを支援

〔プロジェクト活動支援〕（補助）
・実証ほ場の設置、現地調査、試作品作成、機材の導入等に助成
（補助率1/2、1地区最長3年支援）

〔プロジェクト活動推進〕（本庁・支庁）
○名誉フードアドバイザーなど専門家の派遣
○地域プロジェクトの取組状況報告・成果発表会の開催
○支庁プロジェクト支援チームによる重点的支援

■新たな道産食品づくり

名誉フードアドバイザーの助言・指導を受けながら道産農産物を原材料とした加工食品を開発

○新たな食品の検討・選定

○試作品の製造とマーケティング調査

○ビジネスプランの策定

2　クリーン・有機農業や適切な表示制度の推進

○　環境との調和を図りながら、消費者のニーズに合った安全で安心な農産物の提供を行うため、道では、クリーン農業と有機農業を推進。

○　また、消費者から信頼される表示制度を推進するため、道産食品独自認証制度など道独自のシステムづくりを推進。

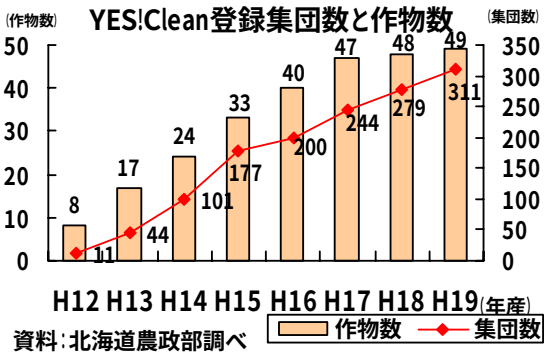

資料：北海道農政部調べ

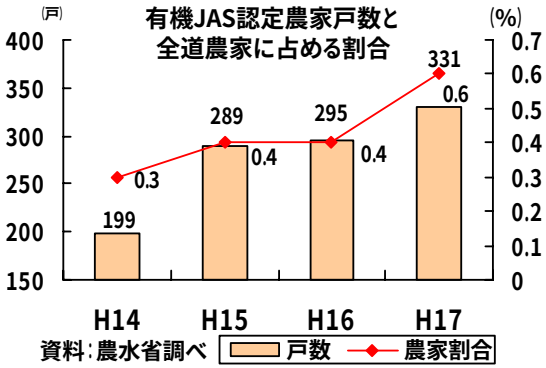

資料：農水省調べ

道産食品独自認証制度　認証マーク

＜制度の特徴＞
- 道産品を使用し、道内で生産
- 生産者、産地名など情報提供
- 高度な衛生管理を設定
- 官能検査に消費者も参画
- 第三者機関が厳格にチェック

道内各地の自然環境や高い技術を活かして生産され、一定の基準をクリアした安全で優れた道産加工食品等

YES!cleanマーク

＜対象農産物の要件＞
- 道内で生産
- 登録基準に適合
- 栽培基準に基づき生産
- 他の農産物と分別収集、保管、出荷

クリーン農業技術を使い、化学肥料や農薬の使用量を減らすなど、一定の基準をクリアした道産農産物

有機JASマーク（国の規格）

＜有機ＪＡＳ規格＞
- 化学肥料、農薬を３年以上不使用
- 慣行法のほ場と農産物を仕分け
- 環境負荷を軽減した栽培管理
- 遺伝子組換え作物を不使用

環境と調和することにより環境負荷を軽減し、化学肥料や農薬に依存しない栽培方法により生産された農産物

道産食品登録制度　登録マーク

＜登録の要件＞
- 道内で製造・加工
- 主原材料に道産品を使用
- 道産原材料は北海道産と表示
- 最終出荷形態と消費者の入手形態が同一

道産の原材料を使用し、道内で製造・加工された道産へのこだわりの加工食品

3　愛食運動と食育の推進

○　道では、地元の農産物を地元で食べる「地産地消」を中心とした「愛食運動」を推進。

○　特に、北海道米については、府県産米からの「米チェン！」を進め、道内食率８０％の実現を目指す。

○　また、北海道の特性を活かし、生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するため、「食育推進行動計画」に基づき、「食育」を道民運動として総合的に推進。

「愛食の日」ロゴマーク

地産地消が購買活動に直接結びつくように、毎月第3土曜日・日曜日を「愛食の日」に制定し、スーパーと協賛し、ＰＲ活動を実施

17年度の主な取組

- 生産者と消費者が直接出会う「愛食フェア」を開催
- 地元の食材を使った愛食弁当コンクールを実施
- 農業団体と経済団体・道とで北海道米の街頭ＰＲ活動を実施
- 北海道米のＰＲに向け、知事が「米チェン！」のＣＭに出演

北海道米の道内食率の推移

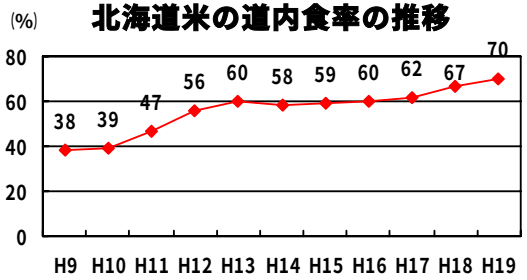

資料：北海道農政部調べ

根室さんま祭りでの北海道米ＰＲ

北海道食育推進行動計画(17年12月策定)

～元気もりもり道産子食育プラン～

＜食育の定義＞
様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てること

＜食育の目標＞
北海道の四季と海と大地から‥健康で長生き、豊かな生活の実現

＜食育の推進方向＞
・豊かな食材や特色のある食文化があり、農林水産物の生産現場が身近にあり、生産者と消費者が顔の見えるつきあいができるなど北海道の特性を最大限に生かす。
・ﾗｲﾌｽﾃｰｼﾞに合った方法で、過程、学校、地域などさまざまな場面で、関係者が相互に連携協力しながら進める。

＜食育で学ぶ１０の柱＞
①食を楽しむ
②味覚を育てる
③食べものと心や体の関係を知る
④体に良いものを選ぶ知識を身につける
⑤日本型食生活のよさを知る
⑥食の情報を見分ける知識を身につける
⑦基本的な調理技術を身につける
⑧食べものの大切さを知り、自然の恵みに感謝する。
⑨食べものが作られる過程などを理解する。
⑩食を通して環境について考える。

4 「食の安全･安心」の確保と足腰の強い元気な農業づくりの推進

現　状

○牛肉ミンチ、賞味期限の改ざんなど　「食の安全・安心」を揺るがす事件の発生
- ミートホープ社による牛肉ミンチ偽装
  石屋製菓による菓子の食品表示偽装

○「食の安全・安心」に対する消費者の関心のさらなる高まり

○環境と調和した農業への期待
- 副産物や廃棄物のリサイクルの推進
- 生物多様性の維持
- 農薬、肥料による環境負荷の 軽減への期待

○農政改革の推進
- 品目横断対策、米政策改革推進対策、 農地・水・環境保全向上対策の導入

○国際化の進展
- 日豪ＥＰＡによる本道経済への影響　1兆3,716億円

○高齢化の進展(65歳以上農家人口増)
- 29.5%(H7)→34.1%(H17)　4.6%増

「食の安全・安心」の信頼回復

○道民意見を踏まえた条例の見直し検討

○クリーン農業の高度化に向けた取組の推進

○食に関する高度な知識を有する指導者の育成

○有機農業実践者の拡大に向けた支援

○農業生産現場におけるＨＡＣＣＰ的手法(ＧＡＰ)の導入促進

→

●食ブランドの基礎となる安全・安心で高品質な農産物づくりの一層の推進

●農村の食文化の創造

●消費者と生産者が強い絆で結ばれる農業の確立

足腰の強い元気な農業づくりの推進

○国際交渉に対する道の主張についての道民 等の合意形成の推進

○品目横断的対策等への的確な対応
- 経営革新に取組む担い手への支援
- 無利子資金の融資

○収益性の高い園芸など地域条件を活かした多様な経営体の育成

○道産野菜の国内外産地からのシェア奪還への支援

○環境と調和した農業の推進

→

●地域の経済社会をリードする基幹産業としてのさらなる発展

●地域を支える多様な担い手の育成確保

●消費者の多様なニーズに応える安全・安心で良質な食料を安定的に供給する元気な農業づくりの推進

北海道農業・農村の持続的な発展

食料自給率　【ｶﾛﾘｰﾍﾞｰｽ】２００%(H16)→２４２%(H27)　【生産額ﾍﾞｰｽ】１８０%(H16)→２１６%(H27)

5　農村地域の活性化対策

＜現状＞

○農業農村整備事業の事業量減少
- 1,533億円(H9)→683億円(H19)　▲55%
  *当初事業費ベース

○担い手の減少(農家戸数の減少)
- 77,780戸（H9)→59,108戸（H17)　▲25%

○高齢化の進展(65歳以上農家人口増)
- 29.5%(H7)→34.1%(H17)　+4.6ﾎﾟｲﾝﾄ

○農村コミニティ機能の低下の懸念

○農村活力の減退による多面的機能が低下する懸念

農業・農村の
多面的機能の評価額
(洪水防止、景観保全等)
12,581億円

○　都道府県単位の食料自給率

- 北海道のカロリーベースの自給率は201%と我が国最大
- 生産額ベースの自給率は188%と全国第4位

(単位:%、百万円)

	自給率		B/A
	カロリーA	生産額B	
全　国	40	69	1.73
北海道	201	188	0.94
青　森	116	218	1.88
宮　崎	62	256	4.13
鹿児島	83	225	2.71

○　道産食品の付加価値向上への機運の高まり
- 小泉武夫氏（東京農大教授）をアドバイザーに委嘱し、道産食品の付加価値を高める道内の新たな取組に助言
- この取組に対して、地域から数多くの派遣要請あり

農村地域の活性化対策

地域コミュニティーの活性化、美しい農村空間の維持・形成

原料供給型から付加価値の高い食品づくりを目指す農村の形成

農村景観を支える地域資源の保全、コミュニティの活性化

- 都市住民との協働による地域の魅力づくりへの支援
- 地域資源の国民的利用への支援
- 生産条件が不利な地域の生産活動に対する支援
- 女性や高齢者が生き生き暮らせる農村づくりへの支援
- 地域資源を活用した農村地域再生への支援

●農地、水などの保全管理
●自然生態系の保全
●地域ぐるみによる美しい農村景観の創出
●グリーンツーリズムの推進
●都市住民との交流の活性化
●中山間地域・コミュニティの活性化
●農村地域力の向上

農地・水・環境保全向上対策の愛称マーク

地域資源を活かした特色ある食品づくりの推進

- 原料生産から加工までブランド化に取組むプロジェクトへの支援やアドバイザー等の派遣
- 小泉名誉フードアドバイザーの指導による特産加工品の開発
- 食品づくりを通じた農村活性化への期待の高まり
- 食づくり名人による食文化の創造

●「シーズ」を「商品」に結びつけるプロジェクトの推進
●新たな道産食品づくりの胎動(麦酢、シードル等)
●地域の食に応じた農家のチーズづくり
●農村の食文化の創造

＜目標＞　住む人が心ゆたかになれる癒しの農村地域の実現

6　農村の地域コミュニティー活性化の取組事例

・本道は、道内各地域において稲作や畑作、酪農畜産などの営みによって豊かな農村空間を創造し、道民をはじめ国民に美しい農村景観を提供
・農業・農村は、安全で良質な食料供給の役割や国土・環境の保全、水資源のかん養、美しい景観の形成等の多面的機能を有し、北海道におけるその評価額は、1兆2,581億円と試算

・農政部では、１９年度から農地・水・環境保全向上対策を実施し、全道各地で農地や農業用水といった地域資源の保全を住民などとの共同活動の支援や、環境に配慮した先進的な営農活動を支援しているところであり、魅力ある農村景観の創出や地域コミュニティの活性化に大きく貢献

どじょうのお引っ越し

伝統的農法の保全・実施

減農薬につながるハーブ植栽

用水路の土砂上げ

農地・水・環境保全
向上対策の取組事例(1)

農地周辺のクリーン大作戦

防風林の植樹

牧草地を利用したフットパス

農地・水・環境保全
向上対策の取組事例(2)

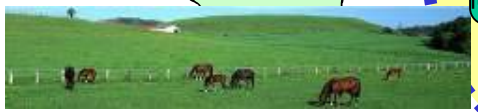

道路・水路沿いの花の植栽

とんぼの未来・北海づくり

7　付加価値の高い食品づくりを目指す農村の取組事例

・本道は、気象や土壌条件が地域によって異なることから、道内各地域において稲作、畑作、酪農畜産など特色ある農業を展開
・各地域では、地域で収穫された農産物を活用して、付加価値の高いものづくりなど様々な取組によって農村を活性化

・農政部では、19年度から付加価値向上プロジェクト事業を実施し、全道各地の地域内発型の取組を支援

＜各地で展開されている農村活性化に向けた取組＞
・農家チーズづくり(道内69カ所)
・生産者自ら生産した農産物の直売、ファームイン、ファームレストランの取組（道内1,253件）
・生産者がつくる料理コンテスト（生産者の起業促進）
・地域の風土や食文化等を生かした北海道らしい食づくりを推進（食づくり名人）

料理コンテストで受賞した生産者

最優秀作品

＜道央地域（石狩、空知、後志、胆振、日高)＞
・江別産小麦を使ったラーメンや菓子づくり(江別市)
・滝川産なたねを使った食用油等の開発（滝川市）
・開拓時から伝わるとりめしを地元の農村女性が製造・販売（美唄市中村地区）
・特産品のゆり根を活用して村の女性達がゆり根コロッケを製造・販売（真狩村）
・地場産の野菜を使い添加物や保存料を使わない漬け物を製造し食堂で提供（赤井川村）
・自家産のぶどうでワインづくり（三笠市）

三笠市の農家ワイナリー

美唄市中村地区の農村女性

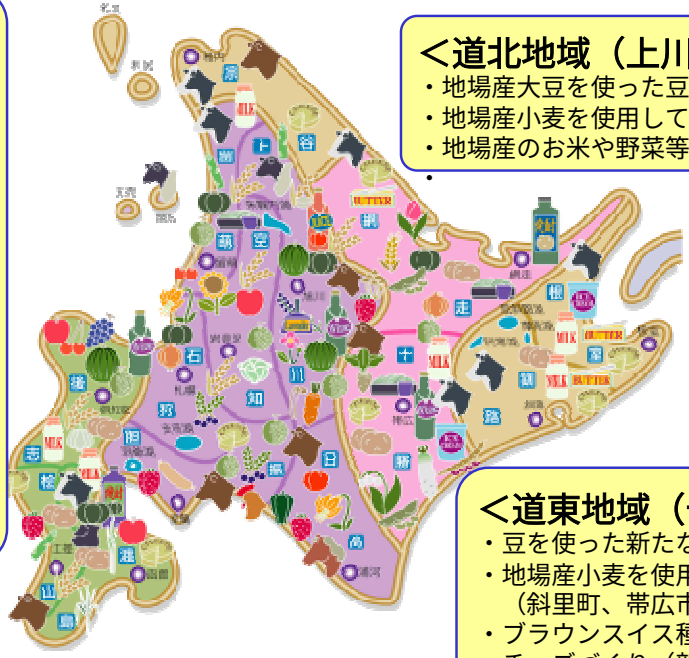

＜道北地域（上川、留萌、宗谷）＞
・地場産大豆を使った豆乳などの加工品開発(旭川市)
・地場産小麦を使用して手延べ麺を製造（下川町）
・地場産のお米や野菜等の食材を使ったオムカレー（富良野市）

長沼町のファームレストラン

農産物直売所

＜道南地域（渡島、檜山）＞
・道南を主産地とする米の新品種「ふっくりんこ」を活用した食づくり（管内全域）
・地場産リンゴを使ったシードルの開発（七飯町）

＜道東地域（十勝、網走、釧路、根室）＞
・豆を使った新たな加工品づくり(本別町、　音更町)
・地場産小麦を使用したラーメンや餃子等の開発（斜里町、帯広市）
・ブラウンスイス種の生乳によるチーズづくり（新得町）
・長いもの台湾への輸出(帯広市川西)や毛なし長いもの生産（幕別町）
・ミルクジャムづくり（上士幌町）

帯広市川西の長いも収穫風景

8　平成２０年度における農政部の重点取組事項

農業･農村を巡る情勢

◆担い手不足・高齢化の進展

◆農村コミニティ機能低下の懸念

◆食料自給率３９％へ低下

◆食肉偽装や偽装表示による消費者の食の安全・安心への関心の高まり

◆環境負荷の低減や生物多様性など環境保全の重要性

◆WTO、日豪EPA等国際化の進展

◆水田・畑作経営所得安定対策等の一連の農政改革の導入

取組方向

北海道食の安全・安心条例

「北海道食の安全・安心基本計画」

・道民の健康の保護
・食の豊かさの回復
・世界の通用する食の北海道ブランドの創出

食の安全・安心の一層の取組

水田・畑作対策等を最大限に活かした新たな農業の展開

環境保全型農業の推進

農村地域の活性化向上

北海道農業・農村振興条例

「第3期農業・農村振興推進計画」

・北海道農業・農村ビジョン21の将来像の実現
・北海道独自の生産努力目標の達成

重点的な取組

食

消費者から信頼される安全・安心な食づくりとブランド化に向けた展開

・食の安全・安心条例や遺伝子組換え条例の点検・検証
・食のブランドの基礎となる安全・安心で高品質な農産物づくり
・農業生産現場におけるHACCP的手法（GAP）の導入促進
・地域内発型による個性豊かなブランドづくり
・安全で高品質な道産食品を認証する道独自の制度の普及・拡大
・水田・畑作経営安定所得対策の導入を踏まえた麦・大豆の良質生産の徹底
・道産野菜の出荷時期や出荷地域の拡大
・集約放牧など自給粗飼料生産の一層の推進
・北海道米の道内食率向上

人

足腰の強い元気な地域農業を支える多様な「担い手」の育成

・認定農業者や法人などの積極的な育成
・水田・畑作経営所得安定対策の加入者等の更なる経営発展に向けた支援対策
・農村女性の感性等を活かした新たな農業経営の展開

環境

環境と調和した農業に向けた一層の取組

・有機農業、クリーン農業の促進
・自然循環型酪農の推進
・硝酸性窒素による地下水汚染の防止や農業用廃プラスティクのリサイクル率向上への取組の加速

地域

地域のコミュニティの活性化と美しい農村空間の維持・形成

・農地・水等の適切な保全管理と先進的営農活動の推進
・消費者と一体となった地域農業から派生する新たな産業の育成